

# 仕様書(案)

## 1 業務名

京都府立特別支援学校における学習用端末設計等業務

## 2 業務内容

京都府立特別支援学校における学習用端末の設計等について、京都府教育委員会（以下「府教委」という。）が構築しているタブレット端末設定環境との整合がとれるよう、以下のとおり行うこと。

- (1) 令和6年度に府立特別支援学校高等部（以下「府立学校」という。）の入学生（保護者等）等が購入するタブレット端末（iPad 64GB、Wi-Fi、第9世代）及び令和6年度入学生（保護者等）等が個人的に所有する端末で、府立学校が持込みを認めたものに関して、Apple School Manager (ASM) 及び Automated Device Enrollment (ADE) への登録、端末管理用ソフトウェア (MDM) の設計、Volume Purchase (VP) で購入したアプリケーションのライセンス割当設計等端末に設定可能な全ての範囲を府教委に対して要件のヒアリングを行い、その内容に基づいて必要と思われる複数の設定内容を確定すること。

※ 導入設計に関しては、京都府教育委員会（以下「発注者」という。）に過去導入されてきた iPad の設計内容との整合を図り、発注者と協議の上で、導入後の運用を想定した最適な設計を提案、構築することとし、設計・設定やライセンスの操作権限等受注者において情報の授受が必要な場合は、全て受注者の費用負担にて発注者の端末導入に関わった事業者と連携・協力して実施すること。

- (2) MDM（インヴェンティッド社の MobiConnect）での設定を想定した内容の設計にすること。なお、MDM によるアプリケーションのインストール環境設計は、mobiApps オンデマンドを利用した設計とし、導入後の特別支援学校でのアプリの配信方法等を想定した設計および設定を実施すること。
- (3) iPad を利用する際に生成される写真や動画、プレゼンテーションなどのデータ格納に関して、府教委、教員及び生徒が利用する際に必要となる要件を府教委に対してヒアリングを行い、無償又は有償の Microsoft 社パブリッククラウドサービスを利用するための適切な設計にすること。
- (4) 府教委と令和6年度京都府立学校における学習用端末調達等業務に係る覚書を取り交わした次の業者と連携の上、設計を行うこと。

### 【連絡先】

SB C&S 株式会社 ICT 事業本部 エデュケーション ICT 統括部  
連絡先：SBBMB-eduICT@g.softbank.co.jp

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

### 4 成果物

受注者は、納品時に以下の図書を提出すること。

ただし、具体的な内容については、府教委と協議の上作成すること。

なお、図書の提出に当たっては、電子データを1部ずつ提出すること。

区分	概要
設計書	以下の内容を含むこと。 ・タブレット端末及び端末管理ソフトウェアの設計内容
実務手順書	・Apple School Manager、Volume Purchase 及びMDMについて、運用上必要な操作をまとめた手順書を納入すること。なお、初期設定時及び導入後に発生しうる作業に関する手順書で、以下の内容を含むこと。 作成に当たっては、実際の作業画面のキャプチャ等を用いるなど、タブレット端末の管理を初めて行う者でも容易に設定可能な工夫を行うこと。 (a) アプリケーションの追加・削除・アップデート (b) OSのアップデート (c) 管理ツールやアカウントのアップデート (d) 設定情報の追加・変更・削除 なお、ここでいう「必要な操作」とは初期設定時の手順を示すものではなく、導入後に発生しうる事象に関する操作手順も含むものであること。

### 5 特記事項

- (1) 見積に係る費用は全て業者負担とすること。
- (2) 本仕様書に記載のないことで、疑義が生じた場合は、その都度協議の上定めるものとする。
- (3) 業務完了後、府教委の検査を受けることとし、合格したことをもって検収とする。
- (4) 検収後1年以内において、設計に起因する不具合が生じた場合、府教委と協議の上必要な修正、改善を提示すること。